

地方自治体等の助成制度のご案内

国、各市町村や団体等に設けられている受講料等助成制度を活用すると、さらに効率的な人財育成が可能です。

◎経費の負担を最小限に!
◎受けた助成を更なる人財育成に!
助成制度の有効活用をお勧めします

新潟県

(2024年1月現在、50音順)

機関名	対象者	助成額(上限)	お問い合わせ窓口
阿賀野市	市内に事業所を有する中小企業者	補助対象経費の2分の1(千円未満切り捨て) ※1人あたり2万円上限 ※研修ごとに1事業所3人まで(10万円上限)	商工観光課 0250-62-2510
魚沼市	市内に事業所を有する中小企業者	補助対象経費の2分の1(小規模企業者は3分の2)以内 ※1人当たり5万円(受講期間2カ月以上は10万円)	商工課 025-792-9753
小千谷市	市内に事業所を有する法人又は個人(業種ごとに基準あり)	受講料の3分の1(千円未満切り捨て) ※1回当たり5万円以内、各研修ごとに1事業所当たり1人	商工振興課 0258-83-3556
柏崎市	製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業を営む市内の中小企業者又はその中小企業者に常時雇用される従業員	受講料の2分の1又は10分の10 ※1人当たり3~20万円以内(資格、研修の内容による)	ものづくり振興課 0257-21-2326
加茂市	市内に事業所を有する中小企業者又はその従業員	受講料の3分の1(千円未満切り捨て) ※1万5千円以内、各研修ごとに1事業所当たり1人	商工観光課 0256-52-0080
五泉市	市内に事業所を有する中小企業者	受講料の2分の1 ※1人当たり3万円以内、1企業につき年間10人以内	商工観光課 0250-43-3911
三条市	市内に事業所を有する中小企業者	中規模企業者は受講料の3分の1(千円未満切り捨て)、小規模企業者は短期研修2分の1、長期研修3分の2	経済部商工課 0256-34-5610
上越市	製造業の小規模事業者及び中小企業者	受講料の2分の1以内 ※3万円限度	上越ものづくり振興センター 025-522-2666
聖籠町	町内に事業所を有する中小企業者(農業、林業及び漁業を除く業種)	受講料の2分の1(千円未満切り捨て) ※1人につき3万円限度、1企業につき毎年度5人以内	産業観光課 0254-27-2111
関川村	村内で営業を行う又は行おうとするすべての事業所	経費の3分の2 ※常時雇用者数50人未満の場合5万円限度、50人以上の場合10万円限度、1事業所年1回のみ	地域政策課 0254-64-1478
胎内市	市内に本社又は事業所を有する中小企業等	経費が2万円を超えない時は全額、超える時は超えた額の2分の1に2万円を加えた額 ※1社当たり年3万円限度	商工観光課 0254-43-6111
田上町	町内に事業所を有する中小企業(法人・個人)の経営者又はその従業員	受講料の3分の1(千円未満切り捨て) ※予算の範囲内 ※各研修ごとに1事業所1人	産業振興課 0256-57-6225
津南町	町内に事業所を有する中小企業基本法第2条に規定する中小企業者	経費(受講料及び宿泊料)の3分の1(千円未満切り捨て) ※1人3万円限度、1事業者1年度内9万円上限	観光地域づくり課 025-765-5454
燕市	市内の中小企業者又はその従業員	受講料の3分の1(千円未満切り捨て)、事前の申請が必要 ※小規模事業者は短期研修1/2、長期研修2/3※各研修ごとに1事業所2名以内、1人当たり2万円以内	商工振興課 0256-77-8231
十日町市	市内に事業所を有する中小企業の事業主	受講料の2分の1(千円未満切り捨て) ※1人当たり5千円限度	産業政策課 025-757-3139
長岡市	市内に事業所を有する中小企業の従業員(役員は除く)	自己負担額が6万円以下の時は全額、6万円を超える時は超えた額の3分の2以内の額を6万円に加算した額 ※限度額10万円 ※4日以上の研修に限る	(公財)長岡市米百俵財団 0258-86-6008
新潟市※1	市内に事業所を有する製造業・新聞業・出版業の中小企業者	1講座1人につき受講に要する経費の50%以内 ※20万円限度 1中小企業に対し、年度内5講座かつ5人以内	企業誘致課 025-226-1689
見附市	市内に事業所を有する会社又は個人(従業員数、資本金規模による基準あり)	受講料の3分の1(千円未満切り捨て)各研修ごとに1企業当たり1人 ※予算の範囲内、受講前に申請	地域経済課 0258-62-1700
南魚沼市※1	市内に事業所を有する中小企業者	受講料の2分の1以内 ※1人1回当たり3万円(3ヶ月以上の研修は10万円)を上限、当該年度1事業所3人まで	商工観光課 025-773-6665
妙高市	市内に住民票のある個人、市内で事業を営む中小企業者	受講料の2分の1(100円未満切り捨て) ※3万円限度、同一年度において1人2回まで	観光商工課 0255-74-0019
村上市	市内の農林漁業者、中小企業者等	受講料の2分の1 ※6万円以内(1人当たり2万円限度、1事業者につき3人までが対象)1年度1申請、過年度含む3回まで	地域経済振興課 0254-75-8942
新井商工会議所	会員企業の役員及び従業員	受講料の2分の1 ※1万5千円以内	中小企業相談所 0255-72-2425
出雲崎町商工会	会員及びその従業員	受講料の3分の1 ※1会員3万円限度、年度内1回まで、1会員同一研修3人以内	経営支援室 0258-78-2064
岩室商工会※1	会員事業所に所属する法人役員、個人事業主、従業員	受講料の2分の1又は2万円のいずれか低い額 ※同一年度内1事業所2名まで	経営支援室 0256-82-3209
小千谷商工会議所	会員及びその従業員	受講料の3分の1(千円未満切り捨て)※1事業所年度内3人まで、1人あたり1万5千円上限 ※1事業所あたりの年会費の50%以内	総務課 0258-81-1300
柏崎商工会議所	会員(商業・サービス事業者)	受講料の2分の1 ※1研修当たり3万円以内、1事業年度6万円限度	中小企業相談所 0257-22-3161
加治川商工会	会員及びその役員、従業員	経費の2分の1又は3万円のいずれか低い額 ※3万円上限	0254-33-3931
潟東商工会	会員事業所	受講料の3分の1又は2万円のいずれか低い額	0256-86-2129
神林商工会	会員並びに会員事業所に勤務する役員等	受講者1名につき1日2千円、ただし1事業所2万円限度	経営支援室 0254-66-7408
羽刈村商工会	会員で中小企業に勤務する者	受講料の3分の1(千円未満切り捨て) ※年度内1人3万円限度	0257-45-2386
川西商工会※1	会員並びにその従業員	1受講につき1万円(満たない場合はその受講料) ※1商工会員当たり4名限度	025-768-2176
紫雲寺商工会	会員並びに会員事業所に勤務する役員等	受講者1名について受講料の半額又は1万円のいずれか低い金額	0254-41-2319
津南町商工会	会員及びその従業員	受講料の2分の1 ※2万円以内、単年度1商工会員当たり2名まで	経営支援室 025-765-2301
寺泊町商工会	会員及びその従業員	費用(交通費・宿泊費は除く)の2分の1(千円未満切り捨て) ※1資格1人当たり1万円限度、1事業所年間2万円限度	経営支援室 0258-75-2474
豊浦商工会	会員及び会員事業所の役員・従業員	資格取得等に要する諸費用(交通費・宿泊費は除く)の2分の1(千円未満切り捨て) ※1事業所当該年度2万円限度	経営支援室 0254-22-3925
中条町商工会	会員並びに会員事業所に勤務する役員	受講料の2分の1(千円未満切り捨て)又は2万円のいずれか低い額 ※1事業所当該年度2名以内	経営支援室 0254-43-3624
中之島町商工会	会員事業所	受講料の3分の1(千円未満切り捨て) ※3万円限度	0258-66-5550
新潟みなみ商工会	会員及びその従業員	費用の2分の1 ※1万円以内、1事業所3名以内	025-373-4181
西川商工会	会員又は会員企業の役員	要した費用の2分の1 ※1万円限度、1事業所2名まで	経営支援室 0256-88-3646
六日町商工会	会員の事業者又は従業員	受講料の2分の1 ※3万円限度、1申請者につき各年度1回とする	経営支援室 025-772-2590
与板町商工会※1	与板地区の商工会員(家族及び従業員含む)	補助対象経費の3分の1 ※1人当たり1万円以内、1事業年度につき1事業所2万円以内	経営支援室 0258-72-2303
公益財団法人新潟労働者福祉サービスセンター※1	会員のみ	他機関等の補助額を除いた受講料の2分の1 ※1名当たり5千円限度(100円未満切り捨て)	0256-61-1430
協同組合つばめ物流センター	組合員及びその従業員	短期研修:受講料の3分の1、長期研修:受講料の10分の1(千円未満切り捨て) ※各研修1組合員2名以内	0256-63-7660
新潟県商工振興協同組合※1	組合員及びその従業員	受講料の3分の2 ※5万円以内、1組合員年度内1回まで	連携推進課 025-267-1100
公益社団法人新潟県トラック協会※2	会員事業者である中小企業(資本金3億円以下又は従業員300人以下)の経営者等	短期研修:受講料の全額(公社)新潟県トラック協会:受講料の3分の2、(公社)全日本トラック協会:受講料の3分の1 長期研修:受講料の3分の2(新潟3分の1、全日本3分の1)1事業者、当該年度中10件まで	業務部 025-285-1717

※1 三条校内で開催される研修のみが助成対象となります

※2 業界団体に加盟していることが利用条件です

記載内容は変更になることがありますので、ご利用の際は各機関にお問い合わせください。

地方自治体等の助成制度のご案内

国、各市町村や団体等に設けられている受講料等助成制度を活用すると、さらに効率的な人財育成が可能です。

◎経費の負担を最小限に!
◎受けた助成を更なる人財育成に!
助成制度の有効活用をお勧めします

長野県

(2024年1月現在、50音順)

	機関名	対象者	助成額(上限)	お問い合わせ窓口
市町村	安曇野市	市内に主たる事業(事務所)を有し、製造業又はソフトウェア業を主に行う者	受講料の2分の1以内 ※受講者1人につき2万5千円、1事業者につき1年度当たり10万円限度	商工労政課 0263-71-2041
	飯綱町	中小企業基本法第2条第1項に規定するもの	事業主負担の受講料に100分の30を乗じて得た額 ※1企業5万円限度	産業観光課 0264-253-4765 商工観光係
	伊那市	市内に事業所がある中小企業者	受講料の2分の1(千円未満切り捨て) ※1事業所年間5万円まで	商工振興課 0265-78-4111
	上田市	市内に事業所を有する中小企業者及びその従業員	対象経費の2分の1以内 ※1人1年度内1回限り、2万5千円上限、1事業所10万円上限	地域雇用推進課 0268-26-6023
	木曾町	町内中小企業者及び企業団体	受講料の2分の1(旅費を除く) ※1研修あたり2万円、1企業あたり年間5万円上限	観光商工課 0264-22-4285
	駒ヶ根市	市内に本社機能を有する中小企業者	対象経費の2分の1以内 ※上限10万円 ※1社あたり何名でも補助対象	商工観光課工業係 0265-83-2111
	塩尻市	市内に本社または事業所を有する中小企業者	補助対象経費の2分の1以内 ※10万円限度	塩尻商工会議所 0263-52-0258
	下諏訪町	町内に事業所又は営業所を有し、営業実態があること	1研修につき受講料の2分の1以内で2万円限度、1企業年間8万円限度	ものづくり支援センター しもすわ 0266-26-2226
	須坂市	市内の中小企業者等	受講料(1万円未満を除く)の2分の1以内 ※3万円限度、年度内1人1回限り	産業連携開発課 026-248-9033
	諏訪市	市内工業者	受講料の2分の1以内 ※2万円を限度 ※e-ラーニングの場合は助成率・助成限度額が異なります	商工課 0266-52-4141
	喬木村	村内に事業所を有する法人、個人に規定する青色申告者	受講料の2分の1 ※1事業所において1年度につき5万円上限	産業振興課 0265-33-2001
	高森町	町内に主たる事務所又は事務所を有する中小企業基本法2条に規定する者	受講料の2分の1以内 ※受講者1人につき2万5千円、当該年度内1企業あたり10万円限度	産業課 0265-35-9405
	千曲市	市内に勤務する中小企業者や中小企業団体等	受講料に2分の1を乗じて得た額以内 ※1人につき5万円限度、1事業者10万円限度 ※「長野県SDGs推進企業」については助成額を10%引き上げる	産業振興課 026-273-1111
	茅野市	市内中小企業者 ※業種制限あり	受講料の2分の1 ※1人当たり1万円以内、1企業1年度10万円以内	商工課 0266-72-2101
	中野市	市内に住所又は事業所を有する中小企業者	受講料の2分の1以内(交通費、宿泊料、食事は除く) ※1人につき同一年度内10万円を限度	商工観光課 0269-22-2111
松川村	商工会か中小企業事業団又は県が行う各種研修に派遣する中小企業者	受講料に100分の50を乗じて得た額	経済課 0261-62-3109	
松本市	松本市内に主たる事業所を有する製造業又はソフトウェア業に属する事業者	受講料の2分の1以内 ※1人当たり2万5千円を限度、1事業所10万円限度	商工課 0263-34-3270	
南箕輪村	従業員総数100人未満の村内事業所・個人事業主	受講料、宿泊費、交通費の全額 ※1事業所・個人事業主あたり年度内5万円以内	産業課 0265-72-2104	
箕輪町	町内に事業所を有する小規模企業者又は個人事業主	受講料の2分の1 ※1年度間につき1人当たり3万円、1事業者当たり9万円上限	商工観光課商工係 0265-96-8300	
泰阜村	中小企業事業主	受講料に10分の5を乗じて得た額 ※研修者1名につき日額3千円を乗じて得た額、但し1企業20万円限度	振興課 0260-26-2111	
支援機関	阿智村商工会	会員事業所の経営者・管理者及び従業員	受講者1名につき年間10万円以内 ※1社につき年間30万円以内、但し予算の範囲内	0265-43-2241
	飯山商工会議所	会員企業の事業主及び従業員、後継者	受講料の全額 ※1社につき年度内5万円限度	相談課 0269-62-2162
	佐久穂町商工会※1	商工会員	受講料及び宿泊料の2分の1以内(大学の寮に宿泊する場合に限る) ※3万円以内、1年間に1人1回限り	0267-86-2275
	信州新町商工会	当会事業主及び役員、従業員	受講料の2分の1 ※1人当たり3万円以内、1事業所当たり4万円以内	026-262-2138
宮田村商工会	会員限定	1社年度内2万円限度	0265-85-2213	
団体・業界	公益社団法人長野県トラック協会 ※2	会員である法定中小企業の経営者、後継者及び管理者	受講料の3分の2((公社)長野県トラック協会:受講料の3分の1、(公社)全日本トラック協会:受講料の3分の1)	総務部 026-254-5151

福島県

市	会津若松市	中小企業者	対象経費の100分の50以内、10万円限度 ※同一の中小企業につき年度内1回限り	商工課 0242-39-1252
	喜多方市	市内の事業者	製造業:対象経費の2分の1 ※1年間1人につき4万円限度	商工課 0241-24-5233
	須賀川市	市内で事業を営む中小企業者等	経費の3分の2 ※受講料、旅費、宿泊費の合計が5万円以上、2日以上研修が対象、1年度中小企業者等は20万円限度(※限度額について、変更となる可能性有)	商工課 0248-88-9143
団体・業界	公益社団法人福島県トラック協会 ※2	会員である中小企業者の経営者・後継者・管理者	受講料の3分の2((公社)福島県トラック協会:受講料の3分の1、(公社)全日本トラック協会:受講料の3分の1)(対象講座は全日本トラック協会に準ずる)(※1事業者5人まで)	業務部 024-558-7755

富山県

市	氷見市	市内に事業所を有する中小企業者	受講料の2分の1以内 ※1受講者あたり年度内上限5万円、1申請者あたり年度内上限10万円	商工振興課 0766-74-8105
団体・業界	一般社団法人富山県トラック協会 ※2	定款に定める正会員であって法定中小企業者の経営者等	受講料の3分の2((一社)富山県トラック協会:受講料の3分の1、(公社)全日本トラック協会:受講料の3分の1)	総務部 076-495-8800

石川県

市	小松市 ※1	市内に主たる事業所を有する中小企業者	経費の2分の1(千円未満切り捨て) ※20万円限度(経営管理者養成コースのみ対象)もしくは10万円限度(概ね1週間以内の研修)	商工労働課 0761-24-8074
	野々市市	市内に主たる事業所を有する中小企業者であって1年以上同一事業を営むもの	受講料の2分の1以内 ※受講者1人あたり上限10万円	地域振興課 076-227-6160
支援機関	加賀商工会議所 ※1	市内企業従業員他	受講料の3分の2以内 ※1事業所あたり10万円または従業員1人あたり5万円限度	産業人材育成係 0761-73-0001
	川北町商工会	会員企業、従業員	受講料の2分の1 ※2万円限度	076-277-2133
団体・業界	一般社団法人石川県トラック協会 ※2	会員である中小企業者の経営者・後継者・管理者等	受講料の3分の2((一社)石川県トラック協会:受講料の3分の1、(公社)全日本トラック協会:受講料の3分の1)	総務課 076-239-2284

※1 三条校内で開催される研修のみが助成対象となります ※2 業界団体に加盟していることが利用条件です

国の受講料助成制度

「人材開発支援助成金制度(特定訓練コース(Off-JT))」

※10時間以上の研修が対象となります

お問い合わせ先

・新潟労働局 職業対策課 助成金センター
Tel: 025-278-7181

・長野労働局 訓練室
Tel: 026-226-0862
・富山労働局 助成金センター
Tel: 076-432-9172

・石川労働局 職業対策課
Tel: 076-265-4428
・福島労働局 職業対策課
Tel: 024-529-5409